

入札条件（上山市）

本件入札に関し、入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、上山市財務規則（平成 7 年規則第 18 号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 1 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 3 金額はアラビア数字で鮮明に記入し、頭初に「¥」又は「金」を付すること。
- 4 入札書は、表面に件名及び入札参加者名を記載した封筒に入れ、裏面の、のり付け部分に入札参加者又は代理人の割印を押し提出すること。
- 5 談合などの理由により入札を公正に執行することができないときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 6 次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条例に違反した入札
- 7 入札をした者は、入札後現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 8 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 9 建設工事の場合は、最低制限価格を設定しています。
- 10 入札参加者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。
- 11 入札保証金については、当分の間、免除としています。
- 12 建設工事の場合は、落札後、仲裁合意書を取り交わします。
- 13 「資本関係」・「人的関係」に該当する者の行った入札は、入札参加資格がない者の行った入札として、無効とする。

最低制限価格について

最も低い価格で申し込みをした者の価格（入札価格）が「最低制限価格」を下回った場合は、失格とする。したがって入札価格が最低制限価格を下回る場合においては、最低価格者が落札者とならない場合がある。

契約保証について

上山市財務規則第 112 条に規定に基づく建設工事契約約款第 4 条による保証（保証金額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。）を付す。